

講師への謝礼金及び旅費等に関する規程

(目的)

第1条 公益社団法人広島県理学療法士会（以下「本会」という）が主催する研修会等において、講師への謝礼金及び旅費等に関する経費の算定の基準を示すものである。

(謝礼金の算定)

第2条 謝礼金については、次の事項に基づいて算定する。

(1) 1コマ(90分)当たりを基準とする。

2コマ以上の場合、2コマ目以上を50%として算定する。

アシスタント料については、講師料の30～50%にて1万円を超えない額とする。

(2) 原稿料は400字詰め原稿用紙1枚を基準にして算定する。

(3) 講師経験年数および所属先の理学療法士会（本会会員、他会会員）及び他職種によって、以下の表を基に算定する。ただし、療法士は当会規程に準ずる。

経験年数区分	本会会員	他会会員	他職種
20年以上	20,000	30,000	50,000
10年以上	15,000	20,000	35,000
10年未満	10,000	15,000	20,000
原稿料(400字)	1,000	1,500	2,000

(4) 特別講演等、特段の配慮を要するものについては除外し、別に理事会で決定する。

(旅費等の算定)

第3条 講師への旅費等の算定は、旅費規程に従う。

(交通費の算定)

第4条 旅費規程 第4条に従い、原則、公共交通機関にて算定する。

また、第4条(7)、車費の実費の算定は、およその往復距離と燃費7km/Lを時価で設定して算定する。

2 各部局長の判断にて、この額に駐車料金相当分を含めて支給することができる。

(算定困難な場合)

第5条 この規程にない事情により判断が困難な場合、常任理事会の決定に基づく。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

(附則)

- 1 この規程は、平成20年4月27日より施行する。
- 2 この規程は、平成20年10月4日一部改正により施行する。
- 3 この規程は、平成23年4月2日一部改正により施行する。
- 4 この規程は、平成26年6月15日一部改正により施行する。
- 5 この規程は、令和4年3月12日一部改正により施行する。